

真岡市空き店舗等バンク事業実施要綱

令和 7 年 1 月 29 日

告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に存する空き店舗等の有効活用を通して、市内商業の振興及び活性化を図るために実施する真岡市空き店舗等バンク事業（以下「空き店舗等バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号第 1 項に同じ。
- (2) 空き店舗等 真岡市空き家バンク事業実施要綱（平成 28 告示第 40 号）第 2 条第 1 項に定める空き家等に該当しないもので、過去に営業の用に供されていた建築物又は過去に使用されていた倉庫などの建築物であって、空き店舗等バンクの登録を申請する日（以下「申請日」という。）において、使用若しくは営業の用に供し、又は使用若しくは開店に伴う改装工事等を行っていないものをいう。
- (3) 空き店舗等バンク 空き店舗等の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けて登録した当該空き店舗等に関する情報を、利用希望者に対し提供する制度をいう。
- (4) 所有者 空き店舗等に係る所有権により当該空き店舗等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(5) 利用希望者 空き店舗等で営業を開始することを目的として、空き店舗等バンクに登録された空き店舗等（以下「登録物件」という。）の利用を希望する者をいう。

(6) 媒介業者 市が空き店舗等バンクの実施について協定を締結する団体（以下「協定団体」という。）の会員のうち空き店舗等バンクへの協力を申し出た業者で、空き店舗等に関し、所有者と利用希望者との売買契約又は賃貸借契約の代理又は媒介を行うことができるものをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き店舗等バンク以外による空き店舗等の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成2年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者と認められるものは、空き店舗等バンクを利用することができない。

（空き店舗等の登録申込み）

第4条 空き店舗バンクへ空き店舗等に関する情報の登録をしようとする所有者（以下「登録希望者」という。）は、空き店舗等バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き店舗等バンクに登録するものとする。ただし、市長が当該空き店舗等を空き店舗等バンクに登録することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録の

申込みを行った登録希望者に空き店舗等バンク登録完了通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（空き店舗等登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録希望者（以下「物件登録者」という。）は、空き店舗等バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き店舗等バンク登録事項変更届出書（様式3号）を市長に届け出なければならない。

（空き店舗等の登録の抹消）

第6条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、その旨を空き店舗等バンク登録抹消通知書（様式第4号）により当該登録物件の物件登録者に通知するものとする。

- (1) 物件登録者から空き店舗等バンクの登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 登録物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 空き店舗等バンクに登録した日から2年を経過したとき（登録の更新があった場合を除く。）。
- (4) その他市長が空き店舗等バンクに登録されていることが適当でないと認めたとき。

（空き店舗等バンクへの登録勧奨）

第7条 市長は、第4条第2項の規定による登録をしていない空き店舗等で、空き店舗等バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き店舗等バンクによる登録を勧めることができる。

(空き店舗等の情報の公開)

第8条 市長は、登録物件に関する情報について、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。

(情報の提供及び交渉の開始等)

第9条 市長は、必要に応じ、利用希望者のうち、空き店舗等バンク利用申込書（様式第5号）を提出した者（以下「利用登録者」という。）に対し、空き店舗等バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 利用登録者は、交渉の申込みを希望する登録物件があったときは、市長に交渉の意思があることを連絡するものとする。

3 市長は、前項の規定による連絡があったときは、当該希望物件の物件登録者及び媒介業者に連絡するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた物件登録者又は媒介業者は、遅滞なく当該利用登録者との交渉を開始するとともに、市長にその内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第10条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き店舗等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者及び利用登録者は、協定団体に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 物件登録者及び利用登録者の情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き店舗等バンクから知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に破棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。